

複製厳禁
許可番号:08910049474

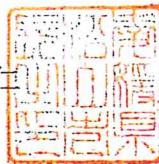
産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 愛媛県松山市問屋町10番7号
 氏名 株式会社金城滋商事
 代表取締役 金城 滋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野志克仁



許可の年月日 平成29年 8月17日

許可の有効年月日 令和 6年 7月17日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの 以上19種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(所在地) 松山市南吉田町2204番1、2205番1、2206番1

種類:燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、処分するために処理したもの

(面積:22.2m² 保管上限:35.1m³)

種類:廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類

(面積:187.8m² 保管上限:237.7m³)

(所在地) 松山市南吉田町2219番地1

種類:廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(以上全ての種類について、特定家庭用機器に限る。)

(面積:12m² 保管上限:24.0m³ 高さ:2.0m)

複製厳禁

(所在地) 松山市南吉田町2270番地

種類: 廃油

(面積: 1.2m² 保管上限: 1.0m³)

種類: 廃酸

(面積: 1.2m² 保管上限: 1.0m³)

種類: 廃アルカリ

(面積: 1.2m² 保管上限: 1.0m³)

種類: 燃え殻、汚泥、金属くず(以上全ての種類について、廃電池に限る。)

(面積: 1.21m² 保管上限: 1.26m³)

(所在地) 松山市南吉田町2223番1

種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(面積: 85.44m² 保管上限: 117.72m³ 高さ: 3.0m)

(所在地) 松山市南吉田町2798番地40

種類: 汚泥

(面積: 6.3m² 保管上限: 8.1m³)

種類: 廃油

(面積: 2.0m² 保管上限: 2.0m³)

種類: 廃酸、廃アルカリ

(面積: 2.0m² 保管上限: 2.0m³)

(所在地) 松山市南吉田町2280番地1、2280番地3、2281番地1

種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(面積: 18.4m² 保管上限: 38.6m³)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

<input type="radio"/> 当初許可	平成9年 7月18日
<input type="radio"/> 住所変更(旧:愛媛県松山市安城寺町1番地5)	平成11年 8月20日
<input type="radio"/> 変更許可 (廃酸、廃アルカリ、鉛さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、処分するために処理したもののがれき類の追加及び燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉛さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、処分するための積替え保管行為の追加)	平成14年 7月18日
<input type="radio"/> 更新許可	平成14年 7月18日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成18年 7月21日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成18年10月23日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成19年 7月18日
<input type="radio"/> 更新許可	平成19年 7月18日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成21年 4月 7日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成22年 2月26日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成22年 3月25日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成22年 7月 9日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成24年 5月25日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成24年 6月28日
<input type="radio"/> 更新許可	平成24年 8月16日

複製厳禁

平成24年12月26日

平成25年 5月27日

平成25年 9月17日

平成27年11月30日

平成28年 9月28日

平成29年 6月26日

平成29年 8月17日

平成29年 8月17日

平成30年 4月 1日

平成30年10月22日

令和元年12月 4日

令和 2年 3月 3日

令和 2年 9月15日

令和 3年 6月 1日

令和 3年10月29日

令和 4年12月 9日

令和 5年 7月25日

- 変更届出(積替え保管場所の変更)
- 更新許可
- 優良基準適合確認
- 住所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2222番地1)
- 変更届出(積替え保管場所の変更)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

(有)・無

